

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第十五条）
- 第二章 救護施設（第十六条―第二十五条）
- 第三章 更生施設（第二十六条―第三十一条）
- 第四章 医療保護施設（第三十二条）
- 第五章 授産施設（第三十三条―第三十八条）
- 第六章 宿所提供施設（第三十九条―第四十四条）
- 第七章 社会福祉法に基づく授産施設（第四十五条）
- 第八章 雑則（第四十六条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第三十九条第一項及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定に基づき、保護施設等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（基本方針）

第三条 保護施設は、利用者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 保護施設は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 保護施設は、利用者の虐待防止、権利擁護等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を図らなければならない。

（構造設備の一般原則）

第四条 保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第五条 保護施設の設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

（職員の資格要件）

第六条 保護施設の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活指導員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第七条 保護施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならぬ。ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(苦情への対応)

第八条 保護施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 保護施設は、その行った処遇に関し、保護の実施機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 保護施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(非常災害対策)

第九条 保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、災害の態様ごとに非常災害に関する具体的計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報体制及び連携体制を整備し、それらを職員に周知しなければならない。

2 前項の規定により策定し、又は整備した具体的計画並びに通報体制及び連携体制は、施設内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。

3 保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。この場合において、救護施設、更生施設、医療保護施設及び宿所提供施設は、これらの訓練を夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない。

4 保護施設は、地域の自主防災組織及び近隣住民と連携し、災害時における利用者等の安全確保のための協力体制の確立に努めなければならない。

5 保護施設は、災害時に他の施設から職員派遣、施設利用その他の必要な協力が得られるよう広域的相互応援体制の整備及び充実に努めなければならない。

(帳簿の整備)

第十条 保護施設は、設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

(勤務体制の確保等)

第十一条 保護施設は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 保護施設は、職員に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他の資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。

(秘密保持)

第十二条 保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

2 保護施設は、職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(関係機関との連携)

第十三条 保護施設は、利用者の適切な処遇や自立に向けての適切な支援を行うため、県、市町村及び他の関係機関との連携に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第十四条 保護施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 保護施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 保護施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(暴力団関係者の排除)

第十五条 保護施設は、その運営について、暴力団関係者（大分県暴力団排除条例（平成二十二年大分県条例第三十三号）第七条第一号に規定する暴力団関係者をいう。）の支配を受けてはならない。

第二章 救護施設

(規模)

第十六条 救護施設は、三十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 救護施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設であつて入所者が二十人以下のもの（以下この章において「サテライト型施設」という。）を設置する場合は、五人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 救護施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合をおおむね八十パーセント以上としなければならない。

(設備)

第十七条 救護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、

耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項（第二十七項）第二項において準用する場合を含む。）
又は準耐火建築物（同法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次項（第二十七項）第三項において準用する場合を含む。）
に於いて同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、木造かつ平家建ての建物について規則で定める要件を満たし、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 救護施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、その設備の一部を設けなければならない。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 集会室
- 五 浴室
- 六 洗面所
- 七 便所
- 八 医務室
- 九 調理室
- 十 事務室
- 十一 宿直室
- 十二 介護職員室
- 十三 面接室
- 十四 洗濯室又は洗濯場
- 十五 汚物処理室
- 十六 霊安室

4 前項第一号に掲げる居室については、一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室（以下「特別居室」という。）を設けるものとする。

5 居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- 一 地階に設けないこと。
- 二 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上とするこ
と。
- 三 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- 四 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けるこ
と。
- 五 特別居室は、原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

6 前項に規定するもののほか、第三項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

7 前各項に規定するもののほか、救護施設の設備の基準は、規則で定める。

（サテライト型施設の設備）

第十八条 サテライト型施設の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。

（職員の配置）

第十九条 救護施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業
務の全部を委託する救護施設にあっては、第七号に掲げる職員を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 生活指導員
- 四 介護職員

五 看護師又は准看護師

六 栄養士

七 調理員

- 2 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、通じておおむね入所者の数を五・四で除して得た数以上とする。

(居室の入所人員)

第二十条 一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。

(給食)

第二十一条 給食は、あらかじめ作成された献立に従って行うこととし、その献立は栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならぬ。

- 2 給食は、地域で生産された食材を活用するとともに、季節を感じられる食事を提供するよう努めるものとする。

(健康管理)

第二十二条 入所者については、健康診断をその入所時に行うとともに、毎年定期に二回以上行わなければならない。

(衛生管理等)

第二十三条 救護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

(生活指導等)

第二十四条 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。

- 2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。

3 入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。

4 一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

5 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第二十五条 救護施設は、当該救護施設の設置者が入所者に係る規則で定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定める方法により管理しなければならない。

第三章 更生施設

(規模)

第二十六条 更生施設は、三十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

- 2 更生施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合をおお

むね八十パーセント以上としなければならない。

(設備)

第二十七条 更生施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 集会室
- 四 食堂
- 五 浴室
- 六 洗面所
- 七 便所
- 八 医務室
- 九 作業室又は作業場
- 十 調理室
- 十一 事務室
- 十二 宿直室
- 十三 面接室
- 十四 洗濯室又は洗濯場

2 前項第九号に掲げる作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、更生施設の設備の基準については、第十七条第一項、第二項、第五項第一号から第四号まで、第六項及び第七項の規定を準用する。

(職員の配置)

第二十八条 更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあつては、第七号に掲げる職員を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 生活指導員
- 四 作業指導員
- 五 看護師又は准看護師
- 六 栄養士
- 七 調理員

2 生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数は、入所人員が百五十人以下の施設にあつては六人以上、入所人員が百五十人を超える施設にあつては六人に百五十人を超える部分四十人につき一人を加えた数以上とする。

(生活指導等)

第二十九条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の条件に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第二十四条(第二項を除く。)の規定を準用する。

(作業指導)

第三十条 更生施設は、入所者に対し、前条第一項の更生計画に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。

(準用)

第三十一条 第二十条から第二十三条まで及び第二十五条の規定は、更生施設について準用する。

第四章 医療保護施設

第三十二条 医療保護施設は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)その他医療に関する法令に基づき適切に運営されなければならない。

第五章 授産施設

(規模)

第三十三条 授産施設は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 授産施設は、被保護者の数が当該施設における利用者の総数のうちに占める割合をおおむね五十パーセント以上としなければならない。

(設備)

第三十四条 授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

- 一 作業室
- 二 作業設備
- 三 食堂
- 四 洗面所
- 五 便所
- 六 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

(職員の配置)

第三十五条 授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 作業指導員

(工賃の支払)

第三十六条 授産施設の利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

(自立指導)

第三十七条 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。

(準用)

第三十八条 第二十三条（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、授産施設について準用する。

第六章 宿所提供施設

(規模)

第三十九条 宿所提供施設は、三十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 宿所提供施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合をおおむね五十パーセント以上としなければならない。

(設備)

第四十条 宿所提供施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 炊事設備
- 三 便所
- 四 面接室
- 五 事務室

2 前項第二号に掲げる炊事設備の火気を使用する部分は、不燃材料を用いなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、宿所提供施設の設備の基準については、第十七条第五項第一号から第四号まで及び第七項の規定を準用する。

(職員の配置)

第四十一条 宿所提供施設には、施設長を置かななければならない。

(居室の利用世帯)

第四十二条 一の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、二以上の世帯に利用させてはならない。

(生活相談)

第四十三条 宿所提供施設は、生活の相談に応ずる等利用者の生活の向上を図ることに努めなければならない。

(準用)

第四十四条 第二十三条（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、宿所提供施設について準用する。

第七章 社会福祉法に基づく授産施設

第四十五条 社会福祉法第二条第二項第七号の授産施設については、第一章（第九条第三項後段の規定を除く。）及び第五章（第三十三条第二項の規定を除く。）の規定を準用する。

第八章 雑則

（委任）

第四十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）による生活保護法及び社会福祉法の一部改正に伴い、保護施設等の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があるので提出する。